

アルコール消毒液を取り扱う事業者様へ

アルコール消毒液の貯蔵（保管等）や取扱（陳列等）には、消防への届出や許可等が必要になる場合があると、知っていますか？

届出等をせずに貯蔵・取扱していたら火災が起こり、責任を問われてしまった・・・という事にならないよう、ここで確認してみましょう！

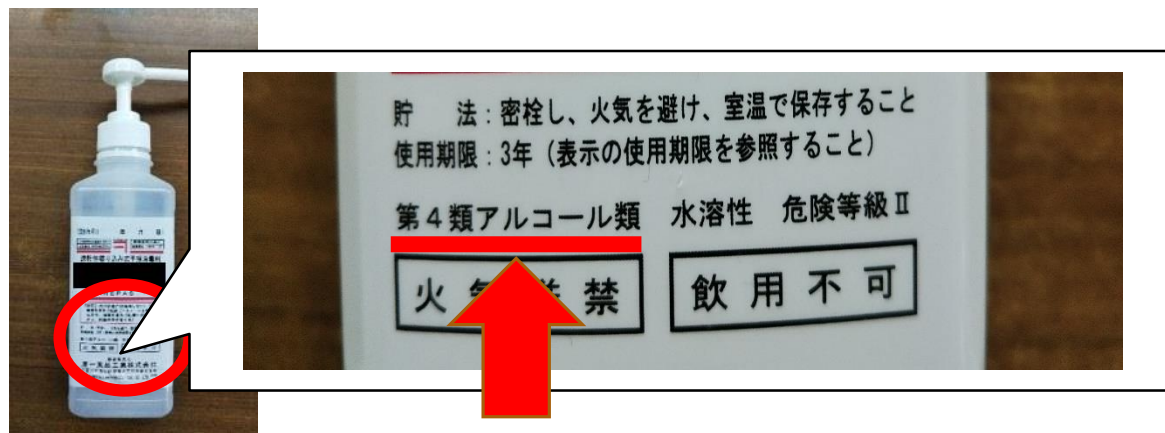
次へ

下の1. 2. の条件を共に満たす場合に、 届出等が必要となります。

1. 消防法上の「危険物」に該当するアルコール消毒液である場合。
2. 一定の数量以上のアルコール消毒液を貯蔵・取扱する場合。

届出等が必要か
簡単に確認する

使っている消毒液のラベル等に「第4類アルコール類」という表示がある。



※この表示があれば確実に、
消防法上の「危険物」です。
貯蔵・取扱が一定量を超え
ると届出等が必要です。

はい

いいえ

「第4類アルコール類」という表示はないが、販売・製造メーカーに問い合わせる等して、消防法上の「危険物」とであると判明している。

はい

いいえ

アルコール消毒液の容器は、500ml以下である。

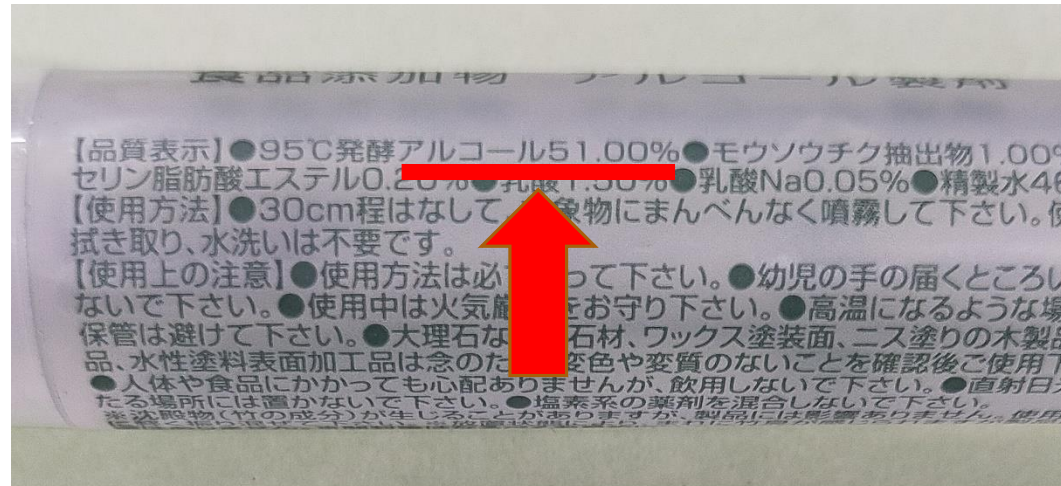
容器が500ml以下の製品については、「第4類アルコール類」等の表示を簡略化する事が可能であるため、消防法上の「危険物」に該当するかどうかを、アルコール濃度で確認する必要があります。

はい

いいえ

アルコール消毒液の濃度は、60%未満である。

(例)



はい

いいえ 又は
わからない

そのアルコール消毒液が消防法上の
「危険物」に該当するかどうか、販売・製造
メーカー等に問い合わせてください。

消防法上の「危険物」ではなかった場合は、届出の必要はありません。
総務省消防庁のホームページを参考に、安全に取り扱ってください。

総務省消防庁の
ページを確認する

閉じる

そのアルコール消毒液は、消防法令上の「危険物」には該当せず、届出も不要です。
総務省消防庁のホームページを参考に、安全に取り扱ってください。

総務省消防庁の
ページを確認する

閉じる

同じ建物内に、アルコール消毒液を貯蔵・
取扱っている別の事業所がある。

ある

ない

わからない

建物内で貯蔵・取扱うアルコール消毒液の総量が判明している。

はい

いいえ

まずは、建物内におけるアルコール消毒液の総量を確認してください。

建物全体での消毒液量がわからなければ、届出等が必要かどうか判断できません。所有者や管理会社等は総量を把握してください。

※ただし、貯蔵・取扱場所の構造や形態等により、届出が不要となる場合もあります。詳細は消防署にご相談ください。

各消防署の連絡先はこちら

閉じる

アルコール消毒液の総量は、80リットル以上である。

※1000ml = 1ℓ です。

(例) 1本400mlの消毒液を200本貯蔵・取扱する場合
 $400\text{ml} \times 200\text{本} = 80000\text{ml} \rightarrow 80\ell$

はい

いいえ

届出不要です。大阪市火災予防条例第31条の基準を守り、貯蔵・取扱を行ってください。

第31条 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災予防上安全な場所で行うこと
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては常に整備及び清掃を行うとともにみだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと
- (4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置を講ずること
- (5) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂け目等がないものであること
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと
- (7) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱うときは、地震等により、容易に容器が転倒し、若しくは転落し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること
- (8) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合は、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行い、下水道、河川、空地等に投棄しないこと

**大阪市例規データベースで
条例を確認する**

閉じる

アルコール消毒液の総量は、400リットル
以上である。

はい

いいえ

今すぐに、管轄の消防署へ相談してください！

A yellow starburst graphic with a black outline, containing the text "危険です".

危険です

重大な消防法令違反の可能性があります！

各消防署の連絡先はこちら

閉じる

管轄消防署への届出が必要です。

※ただし、貯蔵・取扱場所の構造や形態等により、届出が不要となる場合もあります。詳細は消防署にご相談ください。

届出書類を
確認する

各消防署の
連絡先はこちら

閉じる

届出に必要な書類

1. 少量危険物/指定可燃物等貯蔵、取扱(変更・廃止)届出書
2. 添付書類 (ア)付近見取図、
(イ)敷地内配置図 など
(ウ)建築物の構造図
(エ)設備(消火器等)図

届出書類の
ダウンロードはこちら

閉じる

お疲れ様でした。
画面を閉じて終了してください。
